

令和3年度帰国生徒特別入試(10月入学・英語コース)学生募集要項における 変更及び特別措置(海外の統一学力試験等)について

「3 出願書類等」の国家試験等の統一試験について、以下のとおり変更等を行います。なお、これらの変更及び特別措置は、令和3年度帰国生徒特別入試(10月入学・英語コース)におけるものであり、令和4年度以降の入学選抜については、今後の状況を基に判断しますので、必ず当該年度の学生募集要項で確認してください。

【変更前】

○国家試験等の統一試験について

次の国家試験等の統一試験(2・3ページ「3 出願書類等 3(2)(3)(4)(5)」を除く)を受験し、成績評価証明書等を受け取っている場合は、その写しを出願書類とともに提出してください。

なお、これらの成績評価証明書等を提出できない場合であっても、選考上不利になることはありません。

(1) アメリカ合衆国の教育制度によるもの

College Entrance Examination Board (CEEB) 及び Educational Testing Service (ETS) が実施する次の試験の成績評価証明書

ア Scholastic Assessment Test (SAT)

イ Achievement Tests

ウ Test of English as a Foreign Language (TOEFL)

(2) その他の国の教育制度によるもの

統一試験のある国については、その成績評価証明書及び統一試験制度についての公式資料



【変更後】

○海外の統一学力試験等について

次の試験等(2・3ページ「3 出願書類等 3(2)(3)(4)(5)」を除く)を受験し、成績評価証明書等を受け取っている場合は、その写しを出願書類とともに提出してください。

なお、これらの成績評価証明書を提出できない場合であっても、選考上不利になることはありません。

(1) College Board が実施する SAT Reasoning Test 及び SAT Subject Test

(2) Educational Testing Service (ETS) が実施する TOEFL

(3) 上記(1)(2)に準じる統一学力試験等

アメリカ合衆国以外については、統一学力試験制度等についての公式資料(英文以外は日本語訳を含む。)

令和3年度帰国生徒特別入試(10月入学・英語コース)の受験者に対しては、Duolingo の成績も認めます。